いじめ防止基本方針

吹田市立千里第三小学校
令和５年4月1日

第1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2 目的

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でもおこりうること」であり、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

第3 いじめの防止

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

（1） 日常的に児童の行動の様子を把握する。

（2） 欠席日数や登校状況等を把握し、情報を共有するコア会議を開く。（1回/週）
組織は、管理職・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールソーシャルワーカー・教育相談員・その他の関係者により構成する。

（3） 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
組織は、管理職・生徒指導主事・学年担当者・養護教諭・スクールショーシャルワーカー・教育相談員・いじめ対応支援員・その他関係者により構成する。

（4） いじめの防止等に関する年間計画を策定する。（別紙1）

（5） いじめ予防授業を全校児童に年間3回以上実施する。

（6） 計画的に校内研修を行う。

（7） 定期的に一中ブロック会議を開き、中学校及び幼稚園・保育園との連携を図る。
（6回/年）

2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取り組みを進める。

（1） 教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実する。

（2） 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

（3） 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。

（4） 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめのない学校作り」に取り組む姿勢を育む。

（5） ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。

（6） インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

第4 いじめの早期発見のための取り組み

いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

（1） 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。

（2） 学校生活アンケートを学期に一回以上実施するとともに、GIGA スクール構想に基づく1人1台端末を活用し、いじめなどで困っている子どもたちの声を聴くツールを運用する。

（3） 教育相談やいじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

第5 いじめに対する措置

いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1 発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員・生徒指導主事で組織的に対応するとともに管理職へ報告する。さらに、「いじめ防止対策委員会」を招集し、対応を検討する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

（1） いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。

（2） 事態の軽重に関わらず、保護者へ事実関係を伝える。

（3） 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や

出席停止とする。

（4）　好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。

（5）　いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。

（6）　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

（7）　「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)

2 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会が初動調査から実態の把握・分析を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

（1）　いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ防止対策委員会が調査を行い、事態の早期解決に取り組む。

（2）　いじめ防止対策委員会は、関係する児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて要望や意見を十分に聴取する。

（3）　必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

第6 解消から事後指導

「いじめ」の解消とは、「いじめ」に係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態のことをいう。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、当該のいじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

1週間後、1か月後、3か月後には関係児童及び保護者から聞き取りを行い、解消または、継続指導の判断を行う。

第7 その他

この基本方針は、取り組みの進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。